

3市共同資源化事業に関する確認書

小平市、東大和市及び武藏村山市（以下「3市」という。）と小平・村山・大和衛生組合（以下「組合」という。）が検討を進めてきた3市共同資源化事業に関しては、平成25年7月の「3市共同資源化事業の今後について（報告）」に基づき、今後の安定的な3市共同の廃棄物処理体制の維持及び向上を図るため、3市及び組合の4団体が一体となって、事業を進めることについて、下記のとおり確認し合意する。

1 3市共同資源物処理施設の整備について

3市共同資源物処理施設は、3市の将来にわたり廃棄物処理を安定的に実施するため、また、不燃・粗大ごみ処理施設の更新、今後のごみ焼却施設の更新という喫緊の課題に取り組んでいくために、3市のごみ処理の枠組みの中で重要な位置づけにあり、市民生活に必要不可欠な施設として、次の事項を基本に3市が共同して公設で整備を進める。

- (1) 整備地は、現東大和市暫定リサイクル施設用地とする。
- (2) 共同処理の対象品目は、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装の2品目とする。
- (3) 周辺地域への環境影響に配慮する。
- (4) 地域への還元施設として、環境学習機能、再生工房等のプラザ機能を併設する。

2 組合の施設更新について

組合の焼却施設の更新を視野にいれ、粗大ごみ処理施設の更新については、3市共同資源物処理施設の整備とあわせて3市共同資源化事業基本構想（以下、「基本構想」という。）の中でまとめる。

3 資源化基準の統一等について

3市共同資源化事業において検討を進めてきた、資源化基準の統一や、3R（Reduce（リデュース）「発生抑制」、Reuse（リユース）「再使用」、Recycle（リサイクル）「再生利用」）の推進について、引き続き検討を進め、望ましい循環型社会の形成を目指す。

4 事業の進め方について

3市共同資源物処理施設の整備及び組合の粗大ごみ処理施設並びに焼却施設の更新は、喫緊の課題の認識のもとに、時間的制約のある中で、3市市民に事業への

理解を深めていただくために基本構想等を策定し、施設の内容を明らかにするとともに、地域住民を含め、3市全域にわたっての説明を継続して行う。また、住民が参画できる枠組みを早急に確立し、その信頼を得て事業を進める。

この合意を証するため、4者署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 11月29日

小平市小川町二丁目1333番地

小 平 市

小 平 市 長

小平市長印

東大和市中央三丁目930番地

東 大 和 市

東 大 和 市 長

尾崎 保夫
東大和市長印

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武 蔵 村 山 市

武 蔵 村 山 市 長

藤野 勝
武藏村山市長印

小平市中島町2番1号

小平・村山・大和衛生組合

管 理 者

小平市長印